

第 136 回鳥取県都市計画審議会(7月8日)

(田中係長) 只今から第 136 回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆さまにはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日まで出席いただいている委員の皆さまの出席数でございますが、12 名ということで全委員 16 名の過半数以上の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。それでは審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部部長の中山がご挨拶を申し上げます。

(中山部長) 生活環境部長の中山でございます。今年度に入りまして、初めての都市計画審議会でございます。議題の方は鳥取青谷道路の計画変更、また、PCBの無害化施設の建築基準法関係の方針をお願いしております。さらに、昨年来から検討しておりますマスタープランの見直しの状況や都市計画道路の見直し等の状況についてもご報告をさせていただきます、皆さま方のご意見、ご議論をいただけたらと思っています。どうかよろしく願いいたします。

(田中係長) 会議の進行上、出席委員の紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と会席表をお配りしておりますので参考にしてください。それでは会議を進めてさせていただきたいと思っております。道上会長、進行の程よろしく願いいたします。

(道上会長) 只今から都市計画審議会を開催いたします。それでは、私の方から議事録署名委員の指名をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(一同) はい。

(道上会長) それでは金山委員さんと門脇委員さんをお願いいたします。では、議事に入らせていただきます。まず、第1号議案について、これは鳥取都市計画の鳥取都市計画道路の変更についてです。これについて事務局の方から説明をお願いいたします。

(山内課長) それでは頭に議案と書いた資料をお願いします。1ページはぐっていただきまして、136 回鳥取県都市計画審議会という資料の3ページ目をお願いいたします。本日は議案2つと報告事項2つになっています。その議案の1番目でございますが、鳥取都市計画道路の変更です。これは山陰道の鳥取青谷線の一部を変更するものです。鳥取青谷線は、供用開始しております姫鳥線の鳥取ICと、山陰道～青谷までを結ぶ道路です。平成 17 年の6月 21 日に都市計画決定しており、起点側の、鳥取IC～鳥取空港ICまでの 1.8kmを今回都市計画変更するものです。変更理由としては、埋蔵文化財の調査を踏まえ、計画しておりました掘割を文化財保護のためにトンネルに変えるというものです。これが一番大きな変更で、更に現地の地盤調査等によって経済比較をして構造を変更するというものです。

次に5ページ、6ページ、7ページですが、議案第1号、諮問等と書かせていただいておりますけれども、読み上げ等は省略させていただきます。説明は資料の中の議案説明資料という別冊子があると思っておりますが、議案1、2と書いたものの1ページ目、資料右肩に資料1と書かせていただいております議案第1号(1の4の1号)鳥取都市計画道路の変更についてです。前回もご説明申し上げましたけれども、都市計画道路につきましては番号がついております。1番というのが自動車専用道路でございまして、高速道路は全て1番というかたちになっております。(3頁)議案の説明の前に、現在の県内の高規格幹線道路網の整備状況についてご説明申し上げます。ご存知のとおり、鳥取自動車道姫鳥線が今年の3月に全線開通いたしました。しかし、山陰自動車道は約 88kmの半分もまだできていないというところなんです。そういった中で、今年度、点線のこの部分、名和～中山までの 8.6kmと、本日まで審議いただきますこの 1.8kmが供用開始します。これにより、ある程度山陰道の目処もついてきますし、先般国土交通省の方から、吉岡IC～青谷までの区間が平成 29 年度供用開始という発表もされております。さらに、北条道路につきましても本格的な事業展開のための調査費等が今年度も盛り込まれているところなんです。

(4・5頁)これは鳥取西道路と言いまして、鳥取青谷線の通称です。鳥取西道路は 19.3kmですが、今回

は一番右端の鳥取IC～鳥取空港IC1.8kmの変更を行うものです。鳥取都市計画区域内は 10.41kmありますが、平成 17 年6月に都市計画決定されており、その内の鳥取インターから鳥取空港インターまでの 1.8kmを今回変更するものです。(6頁)これが姫鳥線の鳥取インターですが、現状は、鳥取ICを降り、国道 29号を通過して西の方に向かっています。この 1.8kmが、今年度供用開始に向かっていますが、この 1.8km今回変更するものです。(7頁)議案の概要です。位置は鳥取市の本高から鳥取市御熊まで 10.41kmということです。道路規格は第1種第2級でございます。姫鳥線の河原から鳥取までと併せて、1種2級になっておりまして、地方部の自動車専用道路の計画交通量として約3万台以上になっています。代表幅員は 20.5mで4車線です。今回の変更理由は先程も申し上げたように文化財調査により現地保存が必要だったということでトンネルに変えるというものです。

(8頁)上空写真です。今回変更する区間を4つの区間に分けて、その構造変更等、これから詳細に述べたいと思います。(9頁)一番南側の区間1です。この区間は、地質調査をしたところ、軟弱地盤層が 10mくらいあり軟弱地盤対策が必要ということで、経済比較しました。通常なら、ここに深層混合工法と言って、この部分を固める工法が一般的ですが、それと併せて抑え盛土する工法が一番安いということで経済比較をしています。それと、当初は航空写真を判読し地形を推測しておりましたが、詳細に測量し、道路区域の変更が必要で補正をしています。

(10頁)次に区間2です。当初は盛土構造でございましたが、詳細に地質調査をするとやはり先程と同じように地盤改良が必要だということで、地盤改良費と橋梁を経済比較したところ、橋梁が安いということで変更したものです。(11頁)区間3です。先程、変更理由の中で申し上げたように、ここは山を掘削して道路をつけるという予定でしたが、文化財調査をしたところ、非常に貴重なものが出て来たということで記録保存ではなく、現地保存が必要のため、急遽トンネルに変えました。トンネル化に伴って、約 30mの離隔距離を取る必要があり、下り車線分が変更になったということでございます。(12頁)トンネルへの変更状況を横断面図で示しております。(13頁)最後の区間です。3、4ですけど、ここは一級河川野坂川が通っています。ここの盛土も地盤調査を踏まえ、経済比較により橋梁に一部変えました。なお、全部橋梁に変えたいところですが、ここのインターチェンジに影響のないところまで、橋梁にしました。(14頁)これは航空写真の上に写真の番号を入れたものです。(17頁)都市計画道路の幅員と計画幅員を表しています。計画幅員につきましては変更ありません。標準部につきましては片側一車線 3.5mの4車線、中央分離帯 1.5m、両側 1.75mの路肩になっており 20.5mということです。橋梁につきましては、構造令により若干幅員を狭めるということで、上り下りで 10mずつになっております。トンネル部分は、更に幅員を狭めることができるということで、9mにしています。

(18頁)この変更について住民説明を実施しています。平成 22 年の 11 月から実施しています。この計画変更につきまして特に地元から意見は出ませんでした。(19頁)縦覧を今年の2月26日～3月19日の2週間実施しておりますが、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。(20頁)今後の予定です。本日の7月8日の都計審、この答申を受けまして、国との協議を経て、約1ヶ月後に都市計画決定の告示をしたいと考えています。以上です。

(道上会長) 事業は実施しているわけですが、用地が残ったり足らなかつたり、そういうところの微調整があるわけですね。そういうところを今日皆さまがたにお諮りしたいということです。ちなみに、4車線道路と言っておられますが、トンネルは、今年度1本だけですか。

(山内課長) 計画的には4車線の計画になりますので、土地買収につきましては4車線分買収されております。ただし、工事につきましては、当面片側1車線について、実施しております。それで、将来的に交通量を見ながら4車線化を実施していくことになろうかと思っております。

(道上会長) 最初に都市計画決定をするときに審議会にかかっていますか。

(山内課長) 平成 17 年の審議会でご審議を頂いております。

(道上会長) そのときは「4車線道路を予定しています」というような審議ですか？

(山内課長) はい。その後の詳細な地盤調査とか、図面も実測図面でなくて空中写真のため誤差が生じています。今回、実測どおりに合わせる、あるいは地盤調査の詳細なものに合わせて実施設計し、経済比較も踏まえて最終的な計画を決めています。

(道上会長) 平成17年の審議会にて現在の委員さんはおられないとは思いますが、一応ルートについては当時の審議会で了解し、そのあと、実施設計をし、工事をやって、色々な変更が出てきます、これを今回諮っているということですね。

(道上会長) そういう経緯のようです。どうぞご質問があれば。

(金山委員) 先ほどお話がありましたけれども、トンネルはもうできていますか。

(山内課長) そうです。今年度供用開始ですので、もうできています。

(金山委員) ちなみに、切土とトンネルではコストはどうなのですか。

(山内課長) 恐らく当初設計時は切土の方が安いということになるでしょうが、文化財保存の関係でトンネルにさせていただいたということです。

(道上会長) 何という文化財ですか。

(山内課長) 本高14号墳という古墳です。

(片木委員) すでに工事が実施されて完成間近という写真があるのですが、今日、都市計画審議会でこれを工法も含めて決定することになれば、決定する以前に見切り発車的に工事が行われているということになりますが、この点に関しては法的にどうなりますか。

(山内課長) 我々としても早期の完成を考える必要もあるということがあります。都市計画法上、軽微な変更という制度はあります。本来は先程申し上げたように、計画変更は分かった時点で変更するというのが本意ですけれども、平成18年6月5日第118回都市計画審議会において、「都市計画決定の変更時期の適正化に関する方針」ということをご審議をいただいております。そのときに、都市計画法上の軽微な変更にあたるものについて、事業を止めずに実施しながら都市計画変更をしていこうということを定めており、この審議会にもかけています。

法的にどの時点で変更しなければならないということの明記はございません。明記されているのは、速やかに変更をすることということでして、本来なら皆さまのご意見を受けた後に実施するべきということですが、先程も申し上げたように、早期の供用開始という意味で、法律上軽微な変更にあたるものについては、事業を実施しながら後で審議会にかけさせていただきたいということを平成18年に、この審議会にてご承認をいただいているということです。片木先生のご指摘はごもっともでございますけれども、そういった運用につきましてご理解をいただければというふうに思います。

(片木委員) 確認の意味でちょっとお聞きするのですが、先程買収はまだしていないというご説明でありましたが、買収していないということはありませんか。

(山内課長) 買収はしていないというのは、この当初設計で買収はしていないという意味合いでございます。今実施している計画については買収をしております。

(片木委員) もう1点お聞きしますけれど、地盤が軟弱で盛土部分の地盤強化が必要というお話をされましたが、橋梁でも地盤強化は絶対に必要であると思いますが、どうだったのでしょうか。

(山内課長) 橋梁につきましてはこういう橋脚部分だけの杭基礎になります。そういった意味では、ここ全体を地盤改良するよりは杭基礎の方が安かったということです。

(道上会長) そのようなことで、当初の計画では用地買収はしていないわけね。

(山内課長) はい。当初の予定は黄色い部分を用地買収する予定だったけれども、詳細設計をするにあたって、この部分について経済比較して橋梁の部分のみで用地買収をしています。

(門脇委員) 景観まちづくりということで、こういうふうに変更になった場合に、景観がどのように変更

になるかということをお教えいただけますか。

(山内課長) ここを盛土すると恐らく 10m ぐらいの高さになります。そういったものがこれを橋梁に変わることによって、若干開けたかたちになろうかなというふうになって、景観的には橋梁の方がよろしいのではないかと思います。

(門脇委員) 分かりました。併せて、その周辺が農地ということで、風向きとか何か変化があり得るのでしょうか。

(山内課長) この道路は環境アセスを実施しておりますけれども、恐らくこういう盛土ですれば、風がこう当たればどこかに逃げていくかと思えます。そういう意味では橋梁の場合は、ある意味盛土よりは、風向はスーッと通って、田んぼに良いのかは分かりませんが、風通しは良くなるのではないかと思います。

(金山委員) 先程軽微な変更の場合、報告審議にあたらぬというようなお話がありました、例えば、軽微な変更というのはどういうのがあたりますか。例えば、トンネルを切り取る、今回切土をトンネルにしたいという逆のケースとか、そういった場合どこまでが軽微な変更になるのかということをお訊きしたいと思います。

(山内課長) 例えば、法線が 100m ずれるようなときには重変と言って国の了解を取ってからでないと変更ができません。今回、法線が変わりません。ここは構造的には盛土から橋梁になっておりますけれども、都市計画上の構造と言いますと、嵩上式、地下式、掘割式と地表式、この4つの構造しかありません。それで、橋の場合は橋とこういう盛土の場合、5m 以上の高さがある程度続けばそれは嵩上式というかたちになりますけれども、今回、盛土が同じ高さで、同じ距離ということで構造は変わりません。嵩上式というかたちで、都市計画上、構造が変わる場合、あるいは車線数が変わる場合、あるいは幅員が変わる場合、こういったときに重変ということになります。それ以外は軽微な内容ということで各都市計画決定権者の裁量に任されています。

(島林委員) 区間3のトンネルの長さは何メートルでしょう。

(山内課長) 300 ちょっとです。

(島林委員) 幅は 10.5m で4車線ですよ。

(山内課長) そうです。

(道上会長) はい。それではもうなければこのぐらいで、ご意見がなければこれで承認していただけるのでしょうか。では、よろしいですね。

(一同) はい。

(道上会長) 1号議案については了承されたということにさせていただきます。ありがとうございます。それでは次に移ります。

次は第2号議案でございます。これは境港市潮見町における産業廃棄物処理施設の位置ということで事務局からご説明をお願いいたします。

(隠樹課長) 私から議案第2号米子境港都市計画区域内の特殊建築物に係る承認について説明させていただきます。資料の方でございます。(2頁目) 今回の申請でございますが、まず企業用産業廃棄物の焼却施設におきまして低濃度PCB廃棄物の焼却を追加しようとするものでございます。申請者の方が三光株式会社代表取締役三輪陽道氏です。申請地が境港市潮見町1番1番の2、既存の施設の概要ですが、汚泥、廃油、廃プラスチック、そういった産業廃棄物を既に焼却処理しているという施設で、今現在1日あたり 93.6t の最大処理能力を持つ施設です。

今回の変更の内容です。処理品目を追加するということで、ポリ塩化ビフェニルの汚染物、いわゆるPCBです。こちらの低濃度PCB廃棄物の処理を1日あたり 21.4t、こちらを追加するということで施設の建物ですとか、処理場については一切変更がないというものです。PCBにつきまして簡単に説明をさせていただきます。

きます。PCB自体の毒性は皆さま広く知られているところですが、性質といたしまして科学的に安定しており、燃えにくいですが、電気を通さない、そういった性質がございますので電気のトランスですとか、コンデンサ、変圧器とか蓄電池に多く使用しておりました。

国内では昭和 29 年から製造されておりまして、昭和 43 年に北九州でカネミ油症事件というのが発生いたしました。その毒性の関係で非常に多くの犠牲者、被害者を出したということで社会的な問題になっております。それで、昭和 47 年にはそのPCB自体というものの製造は中止しています。それで、今回の低濃度のPCBというものですけれども、PCBの濃度自体が1kgあたり 5,000mg、5,000ppm以下というものです。こういったものの廃油、トランス、コンデンサを処理するというものです。それで、その昭和 47 年に製造が中止になったのですが、その後、平成 14 年に電気のトランス等に微量のPCBが含まれていることが、大量にあるということが分かりまして、今回実際に処理をするものは比較的新しいその微量PCBです。それで、これが 5,000ppm以下ということで今回は処理能力があるんですけども、実際に入ってくるトランスってというのは、残っているものはだいたい 50ppm以下のものがほとんどで、例えば、昭和 43 年以降の古いトランスに1台あたり 35kgのPCBが入っているとしますと微量なものになりますと同じ大きさでも1台あたり2gぐらい、だいたい1万分の1から2万分の1程度、それぐらいの濃度のものを処理するというものです。

(3頁目)PCB濃度です。都市計画区域内において、その右の方にあるのですけれども、産業廃棄物処理施設と言いますのは周辺の環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるということで、施設としましてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築とか用途変更もできないということになってはいますが、例外措置、ただし書きとしまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その位置等に支障がないということで許可をした場合には新築等することができるということで、本日こちらのご審議をいただくものです。4頁目をご覧ください。付議理由です。まず場所ですけれども、工業専用地域と言いまして、工業の利便性を増進するための地域で、5ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらの境港の地域ですけれども、この青い部分が工業専用地域となります。境港のこの赤い部分が旧市街地、このグリーンの部分ですとか、この黄色い部分、こちらが住宅用地となっております。それとご覧いただけますように工業専用地域の一番端の位置に、今回施設が出来ています。(4頁目)既存の施設につきましては、平成13年の12月に審議会を通して許可をしております。施設自体は平成14年の10月から稼働しておりまして、大方10年使っています。今回の申請理由ですけれども、0.2t/日以上処理を追加するというものは新たな申請が要るということで、今回、申請をしています。

(5頁目)位置の妥当性です。立地面と施設利用面ですが、こちらにつきまして、周辺への環境や音の少ない位置ということと、住宅等の混在を排除した工業専用地域という適所ということとです。(6頁目)先程のところを拡大したところですが、この一番先端の部分で、当然工業専用地域になりますので、近くに住宅とか農地は一切ありません。工場と海に囲まれた位置ということとです。あと、ここの道路ですけれども、幹線道路が走っており、臨港道路という広い道路が整備されており、大きなトラックも、非常にアクセスのいいところとです。(7頁目)こちらの方が敷地をもうちょっと拡大して上から見た平面的なものです。上空写真で、この部分が、今回の三光の工場です。

(8頁目)施設の全体の配置図です。このL字状の部分が道路になっておりまして、この部分から、この部分からトラックが入ってきて、今回の施設の関係で、1日に4台程度増えると聞いており、駐車の問題、搬入の問題も特に問題はないというように考えておりまして、PCBの保管庫でございますが、こちらの方に一旦仮置きをいたします。あと、PCBをオイルタンクで持ってくる場合があります。油自体を処理する場合は、こちらの方でタンクとして受け取るかたちになります。それで、施設としまして、こちらの方からベルトコンベアで、ここが、焼却炉になり、こちらの方に入るというかたちになります。

あと、こちらにもう1つ炉がございまして、その焼却炉に入りきらないトランスの金属自体はこちらの方で

一旦燃やして、ガスでこちらの炉の方に燃やしていくというかたちになります。あと、これに廃油を使って、ここの部分に、浸水路というものが、集水タンクがあります。それで、ここは何をするかと言いますと、この区分が、PCBの管理区域ということになるのですが、管理区域のPCBに接する恐れがあるものとか、そういった雨水についてこちらの集水型の水を溜めて、それを燃焼したガスを冷やすためにこう循環をさせて使ってやるということを計画しています。それで、この管理区域内の水は外部に出ない、非常にクローズなシステムになっているということです。

(9頁目)こちらの方が現地の写真です。こちらの方が先程の排油、こちらですね、そういったものを一時的にということで溜めて、ここが焼却炉というか、焼却炉これをまた横からみたところ、ここで燃やしたものを、煙をここのところでもう一度燃やしてやるような二次的な処理を行うというようなところですよ。

(10頁目)それで、こちらが焼却炉でございます。右の方から廃棄物が入ってまいります。ここにロータリーがあります。茶筒みたいなですね、それが横になっておりまして、ゆっくりと回転しています。ゆっくり回転することによって、廃棄物が入ってきたものをくまなく混ぜて、不完全燃焼をさせないようにする。その温度につきましては、850 度以上で完全燃焼をさせる。それでもう1個この煙突の部分ですね、煙突というか、ここの部分でそのガスが出ます。ガスが出たものを、燃えるものについては 850 度以上で燃焼させることによって無害化をさせるという仕組みになっております。それで、こちらの方が固定しているというものでございまして、例えばドラム缶に油を入れて来た場合とか、油は抜くんですけども、抜いてこちらの方に入れるんですけども、缶自体はこれに入らない。そういったものについては入りませんので、ここで一旦焼きます。850 度で焼いて、焼いて離れた金属は再分割をし、焼いたPCBのガスというのはいくらも入って、ここで水処理をしていくというかたちになっています。

(11頁目)図とか書いたようなものですが、簡単にいきますと、こちらからトラックが入って行って一時処理をして成分を分けるというかたちになります。それで、油はこちらの方ですね、それで、廃棄物は全部分けて、このロータリーキルン式の焼却炉に入って、ここから冷却の方に回りまして、フィルターを通りまして最終的には排ガスとして高さ 30mで出ていくというかたちになります。それで、前回 23 年の際に現地へ行っていただいたときに、ちょっと臭いがあるなということで、委員の皆さまからご指摘をいただきました。それで、実際に産業廃棄物、ごみの場合の施設ですので臭いについては近くに行けばかなりあるものと考えております。ただ、今回追加いたします低濃度のPCBというのにつきましては、ほとんど無臭ということで今回のことによって臭いが増えるものではありません。

(12頁目)周辺への説明状況というかたちで平成 25 年に周辺団体連絡協議会、メンバー的には境港市、松江市、美保関町、あと漁協、地元を加えてですね、説明を行いまして直接的には意見はなかったと聞いております。主にあった意見としましては特に環境省に対する質問ですとか、あと、運営の方に関する質問が若干あったということで、これにつきましては環境省から説明をいただいたというのは聞いております。

(13頁目)これまでの流れと今後のスケジュールということです。平成 24 年の 10 月 16 日～18 日まで環境省が主体となりまして実証実験を行っております。それで、この実証実験の資料を 14 ページ以降に付けておりますので、そちらをご覧くださいませうでしょうか。(14頁目)実施日、実施場所、その下で、実際の試験方法といたしまして、低濃度のPCBを焼却処理して、排気ガス、燃え殻のPCBの濃度を測定しています。全く通常の運転と同じ条件で試験をしております。試料につきましてはPCBを加えて焼却条件は 850 度以上で焼却して、ガス自体ももう一度焼却するというのも通常の運転と同じやり方です。試験結果ですが、①、②、③としておりまして、①周辺への影響、敷地境界ですね、施設敷地境界及び施設周辺での大気中のPCBが基準値より低いということを確認しております。②燃焼条件につきましては、ガスですとか、燃え殻こういった残るものにつきましても、濃度が基準値より低い。あと、③試験の試料を投入しての影響ということですが、通常の廃棄物を燃やしているものと、PCBを加えて燃やしたものの、その差がないと

いうことで影響はないというように判断されています。これは環境省から発表された資料に基づいております。

(14頁目)データにつきまして、大気中のPCB濃度を予測したものです。それで左の方に、敷地境界というのと施設周辺というこの2箇所を測定を行っております。それで、敷地境界の方は、17ページをご覧くださいませでしょうか。17ページをご覧くださいませと、東西南北、この4箇所を測定地点という具合にしています。18ページをご覧くださいませでしょうか。これは施設の周辺で潮見の工場から西の方に600m、これが最大の宅地、あと近くで一番近いショッピング居住地というかたちで1K離れた旧福浦小学校で測定をしております。(15頁目)それで、こちらに載せております敷地の境界と周辺ですね、またここで、基準値と言いますのが0.0005mg/m³という基準値です。実験で出た分析値は、0.00000011~になっており、非常に基準値を下回るという数値が出ております。ここに幅がありますのは、測定器材が非常にわずかでしか出ないということで測定機器の誤差も含まれるということで、やっぱり幅はありますが、PCBの基準値は大きく下回っています。排ガスは煙突の先から出るものを測定したものです。これについても基準値は0.1というものになりまして、この度は申請者の自主管理の0.01という基準値の方で管理しています、それも分析値の方が低いというものです。16ページをご覧ください。こちらの方は燃え殻ですね、燃え殻、それにつきまして同じく基準値を低く下回っているという試験結果になっています。

(13頁目)そういった実証試験を終えまして、本日の都市計画審議会、それで7月上旬に、環境省で無害化処理認定の予定となっております。それで、こちらの無害化の事務処理は、本来はこの7月4日までに環境省から認定が下りるはずだったのですけれども、環境省の認定手続きが遅れておりまして、ちょっと遅らしております。手続き的な問題はないですが、本来でしたら今日審議会ですので、我々も本日までに認定が頂きたかったと考えております。それで認定につきましては、良好でいつ行っても問題ないということで、近日中には認定されるという具合に聞いております。本日の審議結果と併せて、この環境省の無害化認定を受けた後に許可を出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。最後になりますが、PCBにつきましては、平成13年の6月に、PCBの特別措置法というのが制定されております。本来ですと平成の28年の7月までに、こういったPCBを一斉に処理をするということが事業者さんの方に義務付けられたものですが、実際はほとんど処理が進まないということで、平成39年までに延期されております。それでその処理施設というのは、国の認定をしたものが全国に今8ヶ所ございます。中国地方がちょっとないということで、施設が不足しておりまして、処理自体というものも非常に急がれています。施設の安全性、地域のご理解、環境への影響そういったことにつきまして、安全性を確認できたり、周辺のご理解を得たり、その後につきまして厳しい基準をクリアしていくものです。PCBの適正な処理というのは、どの地域にも必要なものだと考えておりますのでご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

(道上会長) はい、ありがとうございました。お聞きしたいのは、ここに先程も説明がありましたように、このメンバーの大部分の人は1回行きました。ウエストバイオマスの施設に行って臭いがしましたが、何の臭いですか。あれは何を処理するものだったのでしょうか？

(隠樹課長) 行ったときには、普通の産業廃棄物ですので、プラスチック類等を燃やしていくということで、850度で焼きますが、どうしても臭いが出ます。

(道上会長) 産業廃棄物ですか。産業廃棄物だから、会社とか事業者から入ってくるのですか？

(隠樹課長) そうですね。

(道上会長) それは鳥取県内のものだけか、あるいは県外のものも混ざってくる。

(隠樹課長) そうですね、山陰両県で概ね入ってくるゴミの7割ぐらいと聞いております。

(道上会長) 場合によっては岡山県から多少入ってきますか？

(隠樹課長) そうですね、他の県外からもあります。

(道上会長) 分かりました。

(隠樹課長) あれは、今回の施設ではなく、ウエストバイオマスという会社が新しい施設を建てることになったので、そのとき今回の施設もついでに見ていただきました。

(道上会長) そうだったんですね。そういうことで、確認の意味で聞いてみました。それで、PCBはどのような形でここに搬入させますか。液体あるいは固体なのか。

(隠樹課長) 8頁をご覧ください。タンクローリーで持ってくるものもごさいます。それをタンクの方で受けま
すし、あと、トラックに積んで、その機器のコンデンサとかからの、電柱の上にあります変圧器については、
金属の塊、あの状態が入って来るようになります。そういったものは活かすということで、一時保管とい
うかたちになります。そのほか、例えばプラスチック類、作業水とかいろんなPCBのついた作業服とかござ
います。そういったものについても入ってきますし、そういったものは先程のベルトコンベアでこの辺に入
ります。油自体は噴霧して、この炉の中に油を噴霧します。それで、その筒の中に入ってくるドラム缶とか
そういった金属類については、こちらの方で油の拭き取りを行います。拭いた油はその炉の方で整理しま
すし、ドラム缶は、ここに戻りますので、残ったものは固定焼炉で焼くと聞いています。

(道上会長) 燃やして煙突から出る煙は、国の基準以下になるようにする必要があり、試験的にやったら、
それは10分の1くらいの値になっていますと、ということですね。ちなみにそれを誰が監視するのですか。
運転の濃度はどうであるとか。

(隠樹課長) 技術的な確認につきましては環境省の立会の下で見えております。運転作業中につきましては
は、項目により月に1回とか、半年に1回等定期的に測定をします。

(道上会長) 誰がするのですか？

(隠樹課長) 事業者だと思います。

(道上会長) 県はどう係わるのですか？

(隠樹課長) 県は報告を受ける立場で、その結果の良否を受けています。

(道上会長) 分かり易く説明してください。

(西山係長) 稼働時のときに実際ちゃんと事業主さんが管理しているかというのを国の方が年1回立入検
査をしております、それに県も合同で立入検査をしております。また通常の産業廃棄物の処理施設なの
で、日頃から県の権限で立入もしていますので、そのときに合わせてPCBも確認することも予定していま
す。定期的に可動状況とか、複式検査の状況を確認していく予定です。

(道上会長) 環境省と年に1回、関係者で検査し、それ以外にも随時、県も確認するということですね。

(西山係長) そうですね、通常のPCBの無害化認定の権限は国ですけども、通常の産業廃棄物焼却の
許可は県が持っていますんで、そのときに合わせてPCBの状況も監視していくという予定にしています。

(道上会長) だから、責任の所在は何処ですか？

(西山係長) 最終的なその監視の責任は国の方にありますが、県も協力し、異常とか何か有ったらすぐ動
けるし、事業主にはぜひしっかり指導していただくように国には話をしています。

(道上会長) 分かりました。PCBというのがトランスの中に多いわけですね。

(西山係長) そうです。トランスですとか、コンデンサとか、電気機器の中に多く含まれております。

(道上会長) それはまだ今でも使っているわけですか？

(西山係長) もう使っておりません。

(道上会長) もう使っていない。昔のものが残っているのですか？

(中山部長) PCBは2種類ありまして、濃度が高いものとそれから濃度が低いものとありまして、高濃度
の方はこの施設では受け入れずに福岡の国が指定するところに持っていきます。この施設で受けるの
は低い濃度のもので、例えば県内では、学校とか工場で保管されているものが、入ってくると考えていま
す。平成13年からこの低濃度油圧の処理がされることになりまして、高濃度処理はそれ以前からやってい
たのですけれども、県内では低濃度のもものが多く保管されている状況になっていますので、おそらくこの

施設ができれば、県内保管された低濃度PCBの処理が進んでくると思っています。

(道上会長) それが出来ると地域の産業関係に非常に助かるわけですか？今までは何処かに持って行かなければならなかったということですか？

(中山部長) 特定の施設でないと処理はできませんので、全国的に非常に限られています。高濃度の方は国が、博多とかに作っていますんで、そこに持って行けますが、低濃度を受入れる施設は、全国的にまだ少なく、正直なところ、例えば学校や工場でコンデンサをまだずっと保管したままになっているのが実態です。例えばその処理にかかる運送費用はものすごくかかります。県内の近い所ができますと、きちんとした密閉をして、きちんとした業者で使ってもらいますので、その辺の処理費用がだいぶ下がってきますから処理が進んでいくとは思っています。

(道上会長) 危ないようなことは駄目なので、質問があればお願いします。

(門脇委員) はい。私は、実は境港から参りまして当事者意識が非常に強いんですけども、まず景観的に言いますと、間違いなく本当はよろしくありません。しかし、現代社会では、そういう処理場は必要だというふうには思います。質問はですね、850度で焼却するというので、これはどういう方法で冷却されるのでしょうか。

(隠樹課長) 850度でガスを燃焼したあとに、先程ありました地下タンクの方に雨水、水を溜めるという話をさせていただいたのですが、それをタンク中のポンプで冷却するというようになります。

(門脇委員) そうしますと、850度のもので冷却するということは当然その水が非常に高温水になる可能性があるのではないかとことは考えられますね。それで、それをどのようにどこに流れていくのか、それは当然海に流れているのですか。

(隠樹課長) 冷却水が熱をもらってボイラーの中で水が蒸気というかたちになって、それが大気中の方に放出されるというかたちになります。

(門脇委員) 水が水蒸気、蒸気としてこれぐらい高温になって空気中にということですか。

(隠樹課長) はい。

(門脇課長) その水蒸気をまた何かに利用する方法はないかなと思うところもあります。

(道上会長) それはどういう意味ですか。有効利用する方法はありませんか？ということですか。最近のごみ処理場の中には、電気を起こすようなものを一緒に燃やしながらか、水蒸気でタービンを回して電気を起こす計画があったりします。ごみは資源ごみと言いまして、資源だからいろんなことができるわけですね。燃やしたら熱が出る。熱をとってそれで電気を起こすと、今言われたようなこともいいと思う。ただし、それをやるのであれば、最初から事業者もそのつもりでないとできないし、審議会で突然提案しても、なかなかそう上手くいくものでもないのではないかと。

(隠樹課長) 説明させていただきます。先程の冷却するために発生した蒸気によってタービンを回して発電を行っておりますし、この発生した蒸気を一部隣接するウエストバイオマスの方に送りまして乾燥施設用の熱源として利用しているというところですね。

(道上会長) だから、売電まではしてないけれども、工場内の電気をまかなっていることになります。今ずいぶんそういうことがもうあちこちでやられています。高効率の発電をやって、太陽光なんかより遥かに優秀なエネルギー源になります。有効利用についてはそれなりにやっているということですね。

(門脇委員) ありがとうございます。

(西川委員) 質問させてください。私が今回心配したのは、低濃度限定と言う事ですね。基本的には低濃度の処理だけをされると思うが、例えば県内や近隣でこの高濃度はあるかということをお聞かせください。

(西山係長) 高濃度、低濃度という言葉はなかなか難しいところがありますが、高濃度というのは、昭和47年～49年の頃に製造を止める前ですが、100%～60%位のPCBが入った絶縁油のことです。数十万とか数百万というPCBが入っているトランスや、コンデンサ等の機械になります。実際に処理するとすると、

国が100%出資で作っています会社があります。

(西川委員) それは知っています。それで何故お聞きしたかと言うと、例えば低濃度で設備をつくるということは低濃度対応ですね。高濃度は処理できない。それで今、お聞きするように、トランスなんかでも見た目では分からない部分があって、例えば処理場が稼働し出したときに、低濃度か高濃度かというのは誰かが検査するのか教えてください。なかなか毎日検査出来ませんよね。それで高濃度が混ざるといふ心配ができるだけないようにしなくてははいけない。これは担当者の仕事だと思えます。それで、先程お聞きしたらストーカ方式と言っておられたが、たぶんこれは高濃度の処理は対応していませんよね。高濃度が混ざらないことを検討されていましたかということです。

(西山係長) ご質問は、高濃度と低濃度をどうやって区別するかと、高濃度を受入れないようにきちんとしているのかというところの確認と思いますが、まず、高濃度か低濃度かという区別は、高濃度の場合は製造年と型式で判別するので、それで区別できますし、実際の受入れにあたっては、PCB保管業者と三光が契約を結びますが、その時に型番や製造面を確認し、高濃度か低濃度をはっきりさせてからでなければ受入れができません。契約書にもそれをチェックすることになっています。

(西川委員) 搬入のときに、製作製造番号等を確認できる状態にするということですか。

(西山係長) はい。

(西川委員) 型番はなくなる可能性があるんで、低濃度か高濃度かわからなくなる。水際で区分をきちんと確認しておかないと、高濃度が混入する心配性が残るので、きっちりやってもらえたらと思います。

(西山係長) 手順の中で、契約や事前確認を行います。

(西川委員) 法律で決まっていますが、混入しないとは限らないので、きちんと確認して欲しい。例えば高濃度用であれば、低濃度が混入しても問題ないが、低濃度しか対応できないストーカ方式であれば、高濃度の処理はできない。不安がない状態にしないといけない。

(西山係長) それについては国と県の合同確認のときに、そういった契約条件を、きちんと管理しているかを併せて確認していきたいと考えています。

(道上会長) 今は一緒になって確認できるが、経緯を踏まえてきちんとしておかないと、実際に処理場が稼働しはじめ状況で、民間だけにチェックさせれば問題が起こる可能性はある。だから、法律で決まっているのではなく、チェックをしっかりやらないといけない。

(中山部長) この施設はPCB以外の産業廃棄物処理施設でもあるので、そこは監督権限を持っていますので、県がチェックできます。国が実際に確認するのは年に1回ぐらいです。廃棄物処理施設の監視というのは、今、県が独自に持っているんで廃棄物処理施設の検査と合わせてそこを確認することはできると思っています。あと、型番をきちんと把握し、高濃度の製品にチェックしておく等、台帳管理も含めて、きちんとしていかなければいけないと思っています。低濃度のコンデンサは、正直、低濃度については、特措法ができるまでは、届出の義務付けがなかったため、随時どこかの倉庫に置かれたままになっていることもありますので、そのあたりの実態把握とか、この施設ができることによる処理を促す等、監視や指導を施設管理も含めてしたいと考えている。

(里見委員) ちょっと質問いいですか。

(道上会長) はい、どうぞ。

(里見委員) 今回、低濃度PCB処理施設は、機械的に新たに導入するものがあるのか。今ある施設で、とりあえず実験をやっていた。

(隠樹課長) はい。

(濱田委員) すいません、今日は濃度のこととかいいましたが、周辺説明の中に近隣の住民や周辺居住者は入っていますか。

(西山係長) この公害防止協定の承認者の中に、住民の方が居られるかというところですけども、一番

近い住民の地区が境水道を渡った島根県側の美保関町になるので、その区長さん等がこの協議会のメンバーに入っており、説明とはさせていただきます。

(濱田委員) 対岸の約1kmのサンプリングをされた旧福浦小学校あたりの居住の方たちですか。

(西山係長) はい。

(濱田委員) 資料の位置図は南側の地図しか載っていないが、縮尺や色分けがしてあるが、ここが住宅地域かどうかよく分かりません。5、6ページですね。サンプリングは対岸なので、土地利用の規制の図面がないので、どのような土地利用規制があるのか分かりません。簡易郵便局や小学校があるので、多分たくさんの方が居住されていると思うが、どういった色分けになっているか分かりません。

(隠樹課長) 対岸は島根県の都市計画になり、今資料がないので分からない。

(濱田委員) 分かりました。では、住民説明というのは、今回の協定でもう完了できているということでしょうか。先ほど説明の中にカネミ油等の公害とかあったということをご先程言っておられたので、居住されている方は、それを聞くと、きっとドキッとされると。数値的にすごく低い数字なので問題はないと思いますし、必要な施設なので、ぜひ作らないといけないとは思いますが、やはりそういうところの理解とかは得られているのか、ちょっと心配しました。

(隠樹課長) はい、ありがとうございます。このカネミ油はことを先程紹介させていただいたのですが、カネミ油は、食用のこめ油に PCB が混ざり、それをてんぷら油とかに使い、直に体内に吸収されたということで、非常に被害が発生した事件でございますので、大気中に放出される PCB 自体基準値をたまわっているの、吸い込んだということがあっても、問題無いと感じております。

(濱田委員) はい、分かりました。ありがとうございました。

(道上会長) それで、この申請地からの距離はどうですか。

(隠樹課長) 申請地から1km程になります。対岸のちょうどこのあたりです。

(道上会長) 島根県側はそれくらいあると思う。鳥取県側はどの位距離が離れているますか。

(隠樹課長) 鳥取県側の居住地までは3km以上あると思います。

(道上会長) 3km以上ですか。

(門脇委員) 境港市側においては、この施設あたりに住んでいる人はないです。

(徳島委員) 質問いいですか。サンプリングの排ガスのことですが、月に1回とか、毎日とか測定のルールがありますか。気候やPCBの処理の量により特定の値が変わってくると思いますが、どのように測定したのか、どの程度の頻度でモニタリングしているのか、ちょっと気になりました。

(西山係長) 実際のデータの方は実証試験中に見回しているときにデータを採ります。あとシミュレーションで排気ガスが滞留されている地点を予想し、稼働時間中にサンプリングを採るということです。それで、実際稼働中のときに、それぞれ分析項目によって、年に数回確認していくというものもありますし、あとは実際に稼働したときに、1週間の間は重点的に確認するというので、それぞれもう少し頻度を狭めて確認して、問題ないですよというのを確認して、本格的な稼働に入っていくという計画になるかと思えます。

(徳島委員) たまに採るものでもないということですね。

(西山係長) はい。サンプリングを置いてずっと吸入しながら、ガスを採っていく方法は決められていますので、そこでサンプリングして、調査しているときに分析して、データを出していきます。

(徳島委員) いろんな形でPCBが搬入されてくるが、もし漏れた場合には汚水が外部に漏れないようになっているという説明があったが、汚水というのは結局焼却とかして処理されるのでしょうか。

(西山係長) 実際漏れたときに、そのまま外に漏れないかというご心配だと思いますが、仮に漏れた場合でも、三光には集水マスやバキュームカーがあるので、漏れた PCB を全部回収し、回収した PCB も最終的に処理されます。仮にPCBがその雨水の中に入っても、ちゃんと回収するという計画にされております。

(島林委員) このPCBが含まれた産業廃棄物を焼却した場合、燃えカスがでたり、燃えカスの中に PCB は含まれるのか。

(西山係長) 燃えカスの PCB も基準値以下になっているかというのを確認してから、金属はリサイクルにリサイクル出来ないものは、最終的に最終処分になります。

(道上会長) もう質問ありませんか。まだこれ実際は運転しているわけではない。先程言ったのは、たまたま試験的に測ってみてどうなっているかということをチェックしただけですね。これは環境省が所管しているが、まだ環境省から無害化承認がきていない。

(道上会長) 無害化承認は環境省から7月に来るとのことだが、都計審の日程調整の時には7月上旬に環境省が無害化処理認定を出す予定だと聞いていた。本当は我々が審議する前に環境省が確認してくれるとよいのですが、まだ手続きはできていない。無害化処理認定を出してもらわないと我々も素人だからそんなによく分からないところがあります。それでこの審議会ですら単純で素朴な質問をいろいろさせていただきました。それで、当審議会承認後、7月中には答申がくるのですか。

(隠樹課長) 審議会の答申は当然あります。無害化認定が下りたときに建築基準法51条に基づく許可をしたいと考えています。

(道上会長) 今日は、まだ無害化処理認定は下りてないわけだから、本当は難しいけど審議しています。我々も質問をいろいろし、それに対して事務局からいろいろな回答を聞いたけれど、根本的には環境省の担当者が見て検査された無害化処理認定をもって審議会委員はこの施設が妥当と判断するものです。結論ですが、この審議会委員の皆さん方も認める方向だと思うけど、条件があります。環境省から無害化処理認定がきたら、事務局は皆さん方にそれを通知してください。我々も実際そういうのをもう見て審議をやり直すわけにはならないので、承認するように考えたい。ただし、無害化処理認定に異議があった場合には、結論としては審議会としては承認できない。その場合は、もう1回審議会をやり直してください。我々も廃棄物処理の専門家ではなく、細かいことは分からないので、環境省の意見を確認させてもらった上で承認できるかどうか判断したいと思います。環境省の無害化処理認定を皆さんに別途報告してもらい、その後7月下旬に当審議会が承認を出すという案はどうですか。

(西川委員) 私は先程言いました高濃度と低濃度の区分についてもその報告事項として入れていただきたい。そうしたほうが境港の方も安心感が違うと思います。やっぱり高濃度の混入可能性があるのも、そこら辺をきっちり抑えていただきたい。そのような仕組みをしっかりと確立していただきたい。

(道上会長) ということで、今、西川委員が言われたことも、事務局に考えてもらうということによろしいでしょうか。本格操業開始が8月初旬だと、時間も無いから早急に作らないといけません。

(中山部長) 今の高濃度と低濃度の区分について、きちんと文書書きで作成したものを無害化処理認定の通知と合わせて皆様にお配りします。お配りさせていただいて、それを確認して承認してもらえばとおもいます。

(道上会長) いいですか。できるだけ早いことその文書を配って下さい。事業者も急いで操業開始したいだろうから、7月下旬までには、皆さんに配布してください。8月初旬に開業できるようにしてください。それを条件にこういふことによろしいですね。それから次は、報告事項で都市計画区域マスタープランの見直しの進捗状況ということをお願いします。

(井上補佐) お手元にお配りしております資料で報告事項1、2をご覧くださいませでしょうか。マスタープランの見直しからご説明してまいります。米子境港及び淀江都市計画マスタープランの見直しにつきましては昨年の1月29日の審議会ですら、その時点で概要をご説明しています。マスタープランと言いますのは将来20年見越した都市計画の方針を定めるということで、それが米子、境港、淀江では平成16年度以来変わっていないということで、その後の状況変化を踏まえて見直し作業を行っているということです。先

回の審議会で、西部の委員によります、検討部会の設立というものについてご相談しましたところご承認いただきまして、これにつきまして今年の2月18日に第1回を開いております。片木委員、徳嶋委員、島林委員この3名にご出席いただきましてご意見いただきました。市街地拡大に関する部分、農村集落に関する部分、農地に関する事等のご意見をいただいております。

それで、本日はそれ以降の概要等をご説明したいと思います。(6頁目)地域意見、住民意見の把握状況ということで、すでに住民アンケート、住民代表による「まちづくり研究会」、さらに直接地元地区との意見交換、各種団体との意見交換などを行っており、次のページ(7頁目)に、関係市村、県の都市計画、開発部局とか農地部局との調整会議を開いております。ここでこれまでの意見等をとりまとめ、それを踏まえた検討というのを進めさせています。その中で意見なり、土地利用のあり方の方向性についてということになりますけれども、(9頁目)資料をご覧くださいませでしょうか。(1)番区域区分の廃止についてということで、市街地と市街化調整区域という2つの区分に分かれており、市街化調整区域では開発を抑制していることが問題になっているということで、この区分をなくして比較的開発しやすい状況にしようではないかというのがこの意見です。

続きまして(2)番周辺部の規制緩和、これは市街化区域周辺、これは開発の圧力がすべて現時点でも非常に高いところですが、ここの規制緩和をすべきという意見、さらには(3)番はそんなことをすると中心市街地が空洞化するので現状維持にすべきだという意見、(4)番には次のページ(資料10P)になりますけれども、農村集落がなかなか定住するために家が建てにくいので、規制緩和をすべきという意見です。(5)番の農用地の規制緩和、これは耕作放棄地をもっと活用すべきではないか。もしくは幹線道路の沿線の農地は活用して転用可能にしていくべきではないか。そういうような意見が主に出てまいりました。加えて11、12、13、14Pと資料をつけております。すでに線引き廃止の事例等がございます、こちらにつきましては13、14Pの線引き廃止の事例ですが、線引き廃止後も人口が減少しています。その状況も踏まえて関係市村と、今後の方向性について調整しているという状況でございます。

最後になります。16Pです。今後の進め方です。これも先の審議会でもご説明申し上げましたけれども、現時点では素案を策定している段階でございます。それで、西部検討部会の事前審議を経て、次回の審議会で予備審議をいただきたいと考えています。その後、案を策定し、同じように西部の検討部会を踏まえて、次の審議会で本審議をいただけたらと考えております。都市計画マスタープランにつきましては以上でございます。

続きまして、都市計画道路の見直しです。こちらに追加資料を本日作成したものを別途添付しております。これは見直しの概要を説明しました資料です。簡単にご説明申し上げますと、都市計画道路の決定をしますとその範囲内において建築の制限が生じます。3階建てが建てられない、鉄筋の建物が建てられない、地下構造物ができないというようなものがあります。それで、その制限を定めている状況で長年整備ができていないということが問題だということです。県内の状況です。(2頁目)全体で長期未着手、概ね30年以上着手していない道路が県内全体で22%、129路線という状況でございます。

それで、都市計画は社会状況で、ある変化等を踏まえて変更が吟味されるべきだということですので、当面見直ししていくべきであります。それで次に裏になります。

(3頁目)全国的な見直しの経緯です。都市計画法、道路法でも今後見直しをしていくという記載がされています。さらに、都市計画法に基づく建築制限に対し、裁判が近年起こっておりまして、住民の方が勝訴している事例もあります。このことも踏まえまして、平成21年3月に県ガイドラインを作成しています。それで、ガイドラインを作成した際には、都市計画審議会にもガイドラインの報告をしています。その後、見直し作業を実施しています。それで、報告事項2の資料の方に戻っていただきますと、減災の観点に加味した都市計画道路の見直しということで、1ページ目をご覧くださいませと、今年度この見直し作業を進めていた

ところですが、今年の2月の県議会で減災の観点を加味すべきであるというご意見をいただきました。これは東日本大震災を踏まえものであり、判断基準の見直しをしております。

その基準と言いますのが定量評価と定性評価の2つに分けていますが、そのうち定量評価の中には、防災ということで避難路、救援路、避難路に位置づけられているかということ判断基準にしておりましたが、周辺の土地利用状況、例えば津波浸水区域や人口密集地等被害が大きくなると想定される場所は、都市計画道路の減災の効果が高いということで評価を上げております。それで、延焼遮断効果については、当初 15m以上ですと消防活動ができるということで、これを判断基準にしていたが、阪神淡路大震災の状況を見ますと 12mあれば延焼を防げることが分かっており、それだけでも最低限の減災になるのではないかと、人命最優先の目的が達成できるのではないかとということで、これも判断基準の見直しを行っております。

定性評価につきましては、当初は将来交通量、事業の実現性を評価していましたが、今回は道路の周辺の避難所、それに代わる空き地を中心にその道路が 150m以内になれば、その密集した周辺の地域にとって、その道路は避難する上で非常に必要性が高いということで、こういう点の配慮をさせていただきます。

それで、今後の進め方です。この判断基準に基づきまして廃止候補路線を選定し、これを事業者、県なり市町村の関係機関に提示しまして、都市計画道路の存廃につきまして合意形成を図っていきたくと考えています。具体的には、まずその事業者で協議いただき、さらに地元との調整を取っていただくということで、合意形成が図られた路線から順次、都市計画決定の手続きを進めさせていただきたいと考えています。以下につきまして、資料をつけておりますので後程ご覧いただければと思います。以上です。

(道上会長) これからどうしていくのですか。

(山内課長) この都市計画道路についても、地域住民との説明会を踏まえ、廃止する道路があればこの審議会にかけさせてもらって都市計画変更手続きを取ります。

(道上会長) 先程のマスタープランについては西部の委員さんに住民、住民の皆さん方と一緒にあって、いろいろ議論してもらっているから、その結果がある程度出るような段階で、138 回の審議会に上げてもらい、委員皆様に審議してもらおうということですね。それから、もう1件の都市計画道路の見直しですが、これについては今検討されているようで、昭和8年に都市計画道路を決定して、まだ道路ができていないのですね。そのような事例に対する判例も出てきたようなので、そんなに長い時間が必要になるのであれば、もうやりませんか、あるいはもっと必要なところはやりましょうという議論をして、見直しをかけるということですね。だから、方向としてはあんまり大風呂敷にやるのではなく、ある程度絞って実現可能性の高い路線をやりましょうという見通しのようです。私もその方向がいいと思います。というのは、どっちみち人口は減少しているわけで、そんなに増えるはずがない。そうしたら、無闇やたらと整備することに限界がきている。財政的にもおそらく限界にきていると思います。そんなことを考えれば、もう少しコンパクトに必要なものをやっていくべきです。また審議会にかけるようです。説明ありがとうございました。これで今日の議題、報告事項は終わりです。それでは事務局にお返しします。

(田中係長) ありがとうございました。本日の諮問案件の今後の予定について報告させていただきます。1号議案については、今後概ね1ヶ月程度で都市計画決定を行う予定です。2号議案につきましては、先程ご審議いただきました内容を踏まえて、今後委員の皆さまに文書で内容をご報告させていただきます。続きまして、次回の都市計画審議会の開催予定についてご連絡します。次回は10月～11月頃を目処に開催する予定です。予定している議案は、米子境港及び淀江都市計画区域マスタープランの予備審議並びに東伯淀江線(名和淀江道路、名和中山道路等)の都市計画変更です。お忙しい時期とは思いますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

(道上会長) では、以上をもちまして審議会を終了いたします。長時間にわたり皆さまどうもありがとうございました。

ざいました。